

自然災害事業継続計画指針

白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

1 平常時の対策

1 総則

(1) 目的

本計画は、白糠町地域包括支援センター指定介護予防支援事業（以下「事業所」とする）において災害発生時、発生後も事業が安定的に提供できる体制を構築するために整備するものとする。

（白糠町防災計画に基づく）

2 体制

(1) 委員会の設置・運営

① 目的

前述の目標を達成するために自然災害対策委員会（以下「委員会」とする）を設置する。

② 活動内容

委員会の主な活動内容は、以下の通りとする。

- ・事業所における具体的な対策の計画を策定
- ・自然災害に関する職員等への研修の企画及び実施
- ・災害発生時を想定した訓練（シミュレーション）の実施
- ・事業所の指針・マニュアル等を作成・見直し
- ・災害が発生した場合のルールや連絡系統図に沿って、適切な対応を行うとともに、関係部署や介護サービス事業所との情報共有を図る。

③ 委員会の構成委員

- ・委員の構成は、事業所管理者、介護支援専門員とする。
- ・委員会は年に1回以上開催とし、必要に応じて随時開催とする。

(2) 指針の整備

委員会は、自然災害等に関する情報を把握し、研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針・マニュアル等を見直し更新する。

(3) 職員研修（訓練）の実施

自然災害における基本的な内容等の適切な知識や、災害発生時において迅速に行動できるよう、対応を定めた研修会を（机上訓練）年1回訓練を実施する。訓練の企画等は委員会にて決定する。

(4) 記録（記録の保管）

委員会、研修記録等、自然災害対策に関する記録は保管する。

3 自然災害発生時の対応

(1) 災害の発生後の登庁基準

地震、津波発生時には白糠町職員の登庁基準に基づき登庁する。

- ・地震～震度5弱以上の地震が発生したとき（震度4以下についても連絡が取れる体制を取る）
- ・津波～津波警報、大津波警報が発令した場合、身の安全を確保してから参集とする。
- ・その他～被災状況等総合的に勘案し、介護福祉課長より登庁が必要と判断された場合

(2) 職員の行動基準と参集基準

- ・自身や家族の安全を確保する
- ・二次災害（火災、建物崩壊、事故）の対策

(3) 災害発生後の業務・対応

- ・事業所にて行う業務については、自然災害事業継続計画に基づき実施する。
- ・職員が長時間勤務する状況も考えられるため、体調及び負担の軽減に配慮しながら勤務体制を検討する。
- ・災害が長期化する場合は感染症の発生が考えられることから、感染症対策と併せて実施する。
- ・災害初期については白糠町防災計画で定められた役割が中心となることもあるため、対策本部の指示により稼働する。
- ・単独行動はせず、必ず複数名での行動をする。
- ・行動時は必ず連絡体制を整え、無線等を活用し都度報告を行う事とする。

〈対応拠点〉

- ・緊急時対応体制の拠点は、白糠町役場とする。災害状況に応じて安全を確保できる場所での拠点となる場合あり。

（安否確認）

- ・事業所において担当する利用者の安否確認を本人や家族、関係機関へ連絡をとる。
- ・連絡がとれない利用者がいた場合、道路状況など訪問が可能な場合は、訪問にて安否の確認を行う。
- ・対応後、結果は記録し報告する。

4 災害収束後の支援

- ・利用者が被災された場合の支援（心のケアなど）について対策を講じる。
- ・災害発生対応が終了した後に委員会を開催し、検証を行う。

5 本指針の閲覧について

- ・事業所は、本指針をいつでも閲覧できるようにする。また、関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。